

1. 新本庁舎の規模検討

第2回検討委員会で示した
新本庁舎の規模の目安
約 66,000~78,000 m²

整備費用の増大を抑えつつ、
検討委員会の協議内容等を実現し、
職員・市民等が使いやすい庁舎とするために
新本庁舎の規模を精査

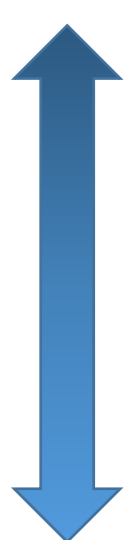
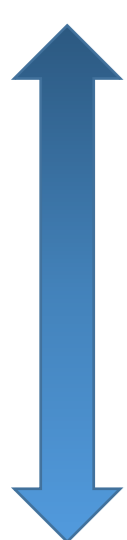
2. 新本庁舎規模適正化検討

(1) 新本庁舎に集約する組織の見直し

現本庁舎・分庁舎・仮庁舎に入居する組織について、業務連携の効率化を図りつつも整備費用の適正化を図ることができるよう、各組織の位置づけを踏まえ、新本庁舎に入居する組織の優先度を設定し、以下のとおり集約の方向性を整理しました。

今後、外郭団体及びその他の団体の配置のあり方について、費用削減を図ることができるよう具体的な方法を検討します。

<現本庁舎・分庁舎・仮庁舎に入居する組織の集約方向性>

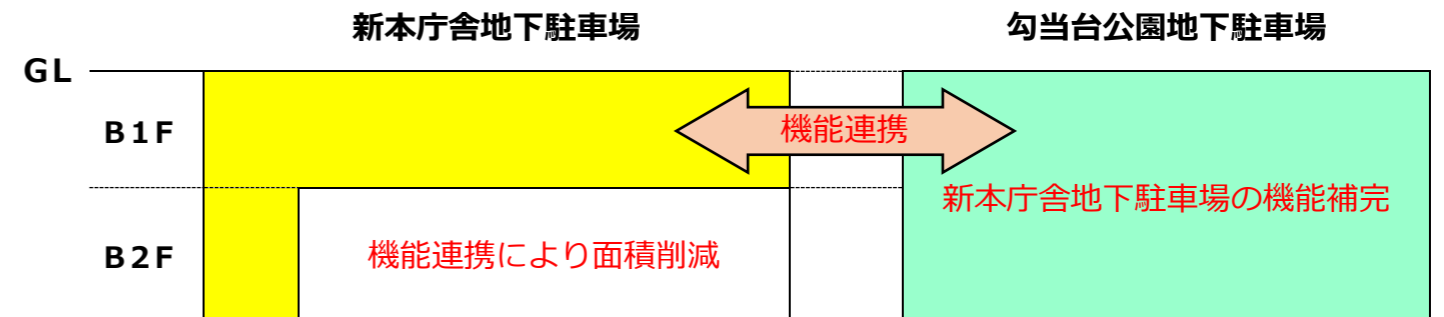
新本庁舎 集約の必要性	組織分類	各組織の位置付け	集約の方向性
高い 	市長部局 (本庁機能)	本市の根幹となる組織	新本庁舎及び 上杉分庁舎に集約
	行政委員会	地方自治法において地方公共団体が設置を義務づけられている執行機関	
	外郭団体	○市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資等を行っている団体 ○本市の事務事業との密接な関連性から、その設立に本市が主体的に関与し、かつ、本市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体	新本庁舎及び 上杉分庁舎以外 に配置
低い 	その他の団体	上記以外の団体	

(2) 勾当台公園地下駐車場との機能連携

現在、一般用駐車場として運用している勾当台公園地下駐車場を、新本庁舎地下駐車場と接続したうえで、来庁者用の駐車場としても使用するなど、相互の機能連携を図ることで、新本庁舎地下駐車場の面積を合理化します。

なお、機能連携に当たっては、休日等における勾当台公園地下駐車場の駐車需要にも配慮した運営のあり方を検討していきます。

<新本庁舎と勾当台公園地下駐車場の機能連携イメージ>



(3) 外部倉庫の利活用による新本庁舎倉庫面積合理化

庁内には長期間の保存が義務付けられている一方で、使用頻度が少ない文書等も多く存在しています。これらの文書等については、本庁舎敷地外に別途整備する外部倉庫の利用により配置の適正化を行い、新本庁舎内の倉庫面積を合理化します。

(4) 専有面積・共用面積の適正化

新本庁舎に必要な諸室及びその面積について精査するとともに、その内容を踏まえた新本庁舎の規模検討を行い、機械室・通路等の共用部分についても必要面積を精査しました。

【参考】新本庁舎規模適正化検討による効果

- (1) 新本庁舎等に集約する組織の見直し ⇒ 約 4,800 m² の規模縮減
- (2) 勾当台公園地下駐車場との機能連携 ⇒ 約 6,700 m² の規模縮減
- (3) 外部倉庫の利活用による面積合理化 ⇒ 約 1,500 m² の規模縮減
- (4) 専有面積・共用面積の適正化 ⇒ 約 5,000~7,000 m² の規模縮減

3. 新本庁舎の専有面積

(1) 新本庁舎の専有面積の考え方

【議会機能】

- ・議会機能の専有面積については、市議会との協議を行いつつ、検討を進める必要があるため、現時点で詳細な面積を設定することは困難
- ・今後設計にて、市議会答申面積案の範囲内（約4,200～4,900㎡）で、議会との調整を行いながら諸室の規模・配置等を検討

【行政機能】

<執務室>

- ・ワークプレイス試行の状況を踏まえ、机幅を1,400mm⇒1,200mmへ変更
- ・車いすの通行にも配慮した適切な動線幅（800mm～1,400mm）を設定
- ・職員の打合せ需要を基に必要な打ち合わせスペースを配置
- ・執務室内の書類量削減等によりオープンプローアを実現
- ・市長関連室について、セキュリティを確保するために必要な面積を確保
- ・共用化等により諸室の面積を合理化

<会議室>

- ・会議の規模及び頻度を調査し、適正な規模の会議室を配置

<倉庫>

- ・集密書架の導入により倉庫面積を合理化
- ・既存文書の削減・外部倉庫の利活用等を考慮し、新本庁舎に整備する倉庫面積を精査

<その他諸室>

- ・現地調査に基づき、現状余裕のある諸室の面積を削減
- ・1人当たりの更衣ロッカーのサイズの見直し
- ・職員のリフレッシュスペースを確保するとともに、食堂・売店等は低層部の市民利用・情報発信機能で代替
- ・将来想定される組織改正に対応するためのスペースの確保

【災害対策機能】

- ・危機管理室職員が通常時から執務を行うスペースとして、一般執務室と同程度の面積を確保
- ・非常時に必要となるスペースとして、災害対策本部、備蓄倉庫の面積を確保
- ・会議室については、行政機能の共用会議室を兼用することとし、専用会議室は設けない

【市民利用・情報発信機能】

- ・検討委員会における協議、民間活力の導入可能性調査等の内容を踏まえ、市民広場・定禅寺通からのまちの賑わいの連続性に資する場を整備するために必要面積を計上

(2) 新本庁舎の専有面積（※1）

左記の内容を踏まえ、新本庁舎における各機能の想定専有面積を以下のとおり整理しました。

※1 専有面積…執務面積・会議室等の面積のこと

※2 共用面積…廊下やE Vホール、エントランスホール、地下駐車場等の面積のこと

<新本庁舎の想定専有面積>

分類		基本構想 専有面積	差分	基本計画上の 専有面積	
議会機能		3,500 ㎡	+1,400 ㎡	4,900 ㎡	
行政機能	執務室	一般執務室	+2,800 ㎡	16,500 ㎡	
		市長関連室	+100 ㎡	800 ㎡	
		特有諸室	△1,400 ㎡	2,200 ㎡	
	会議室		1,700 ㎡	+400 ㎡	2,100 ㎡
	倉庫		4,700 ㎡	△2,400 ㎡	2,300 ㎡
	その他諸室		2,900 ㎡	△200 ㎡	2,700 ㎡
	外郭団体等収容専有面積		3,800 ㎡	△3,800 ㎡	-
小計		31,100 ㎡	△4,500 ㎡	26,600 ㎡	
災害対策機能		500 ㎡	+200 ㎡	700 ㎡	
市民利用・情報発信機能		500 ㎡	+2,500 ㎡	3,000 ㎡	
現状の課題解消のために必要な面積		1,900 ㎡	△1,900 ㎡	-	
合計		37,500 ㎡（※3）	△2,300 ㎡	35,200 ㎡（※4）	

※3 当該専有面積は、上杉分庁舎を除き、青葉区役所の災害対策本部を含んだ専有面積である。

※4 当該専有面積には、行政文書の一部を保存する外部倉庫及び外郭団体等を集約するために必要な専有面積は含まれていない。

4. 新本庁舎の規模

上記3（2）のとおり新本庁舎の想定専有面積を設定したところですが、新本庁舎の配置・形状等については、参考に示すような多様な観点を踏まえ、設計において総合的に決定します。

新本庁舎の配置・形状等は様々なものが考えられ、それに伴い共用面積（※2）の変動が想定されるため、それらの影響を勘案し、**新本庁舎の延床面積を約 58,000 ㎡～60,000 ㎡**と設定します。なお、この面積については現時点の想定であり、今後の本市の組織変更等により想定規模を変更する場合があります。

<新本庁舎の規模>

（単位：㎡）

	機能別	面積	小計	延床面積
専有面積	議会機能 (答申面積最大値)	4,900	35,200	58,000～ 60,000
	行政機能	26,600		
	災害対策機能	700		
	市民利用・情報発信機能	3,000		
共用面積	廊下・階段・E V・ エントランスホール等	18,300～ 20,300	22,800～ 24,800	
	地下駐車場 (勾当台公園地下駐車場除く)	4,500		